

第 1 17 監査公表第 3 号（平成 17 年 5 月 16 日付 福岡市公報第 5259 号（別冊）公表）
分

（事務監査）

1 こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 補助金交付基準の作成について検討を求めるもの</p> <p>補助金については、交付目的に従い、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分しなければならない。しかしながら、平成15年度「第15回アジア太平洋こども会議・イン福岡」事業補助金において、新型肺炎（SARS）の影響により招へい事業が中止となったため、従来、補助対象経費として計上していなかった事務費の一部を、按分により算出し補助対象経費としていたが、その積算根拠が明確でなかった。</p> <p>今後、補助対象内容の具体的基準の作成について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（こども未来課）</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>補助対象内容の具体的基準の作成については、補助金交付要綱を制定し、補助対象内容を明確化した。</p>

2 保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>イ 委託契約事務について注意を求めもの</p> <p>委託契約事務において、都合により契約内容に変更が必要と認められる場合は、設計変更のうえ契約金額を変更</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>今後、規則等に基づいた適切な事務処理を行うよう、所属職員等へ研修し、書面等で周知徹底を行った。</p>

<p>しなければならない。しかしながら，平成 16 年度「福岡市民病院消防用設備等保守点検業務委託」については，契約締結後，消防法改正に伴い実施する必要が生じた追加業務の変更手続きを行わず，設計書，契約書ともに 4 月に遡及して作成し直していた。</p> <p>今後，委託契約事務に当たっては，契約書及び関係法令等に基づき，適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>（市民病院 事務局 総務課）</p>	
---	--

3 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>財産管理事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>借り上げた財産の一部をその用途又は目的を妨げない限度で使用させる場合には，転貸借契約に基づき行わなければならない。しかしながら，和白地域交流センターにおける清涼飲料水自動販売機の設置に伴う建物の一部転貸において，次のような事例が見受けられ，不適切な事務処理となっていた。</p> <p>今後，借上財産の転貸に当たっては，適正な事務処理を行われたい。</p> <p>ア 平成 15 年度において，転貸借契約手続を行わないまま設置させていた。</p> <p>また，当該使用料及び附帯する電気料金について，センター負担としていた</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>平成 17 年度から転貸借契約書を取り交わし，設置させた。</p> <p>また，電気料金については，平成 16 年度から公有財産規則に準じて実費相当額を徴収している。</p>

<p>が、本市で負担する根拠が乏しく使用者の負担とすべきであった。</p>	
<p>イ 平成 16 年度の転貸借において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 転貸借契約に基づかず占有許可を行っていた。また、当該許可申請書の財産の名称、所在地を誤記しているものや許可書の使用面積を誤記しているものがあった。</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>(ア) 平成 17 年度から転貸借契約書を取り交わし、適正な事務処理を行った。</p>
<p>(イ) 電気料金の請求において、請求日後の使用実績に基づき算定しており、不自然なものであった。また、当該請求額は、使用実績に基づき算定した額よりも低額となっていた。</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>(イ) 平成 17 年度から直近の実績により実費相当額の請求を行っている。</p>
<p>(ウ) 使用料等の納付が遅延しているものがあった。</p> <p>(和白地域交流センター)</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>(ウ) 平成 17 年 2 月 14 日までに納付がなされていた。</p> <p>また、延滞金についても納付済みである。</p>

4 城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 委託契約事務について注意を求めもの</p> <p>事業活動により生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者が自らの責任において適</p>	<p>【措置済(H19.6.27 通知)】</p> <p>産業廃棄物の収集運搬及び処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し周知徹底を行うとと</p>

<p>正に処理しなければならないとされている。しかしながら、平成 15 年度「城南市民センター汚水槽等清掃業務委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しなければならないが、当該許可業者との契約となっていなかった。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項が明記されていなかった。</p>	<p>もに、以下のとおり実施することとした。</p> <p>産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結した。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項を明記した。</p>
<p>(イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。</p>	<p>【措置済(H19.6.27 通知)】</p> <p>産業廃棄物が適正に処理されたことをマニフェストにより確認した。</p>
<p>(ウ) 当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されていなかった。</p>	<p>【措置済(H19.6.27 通知)】</p> <p>当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を積算した。</p>
<p>イ 財産管理事務について注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用の許可については福岡市公有財産規則により、また、行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収については他に特別の定めがある場合を除くほか、福岡市行政財産使用料条例により、その事務を行わなけれ</p>	<p>【措置済(H18.3.15 通知)】</p> <p>指摘を受けたことで、事務管理体制を見直すと共にチェック機能を強化した。</p> <p>平成 17 年度の行政財産目的外使用許可については、4 件の使用許可申請があり、4 月 1 日付けで使用許可を行った。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料等についても、年度当初に措置済であ</p>

<p>ばならない。しかしながら，平成 16 年度の行政財産の目的外使用の許可事務及び使用料徴収事務において，次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後，行政財産の目的外使用に係る許可事務等に当たっては，関係法令等に則り，適正な事務を行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 行政財産の目的外使用の許可事務において，行政財産使用許可申請書は提出されていたにもかかわらず，許可開始期日から相当期間経過して許可しており，また，当該目的外使用に係る使用料等の決定についても，相当期間経過後に行っていた。</p> <p>(イ) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料等について，年度当初決定すべきところ，相当期間経過して決定しているものがあった。</p> <p>(地域支援部 市民センター)</p>	<p>る。</p>
---	-----------

5 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約事務について注意を求めるもの</p> <p>ア 事業活動により生じた産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により，事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。しかしながら，平成15年</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>産業廃棄物の収集運搬及び処分については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき，適正な事務処理を行うよう所属職員に対し書面で周知徹底を図った。</p>

<p>度及び同16年度の「早良市民センター藤崎バス乗り継ぎターミナル原水槽等清掃委託」において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が含まれているにもかかわらず、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、産業廃棄物の処分等に係る委託契約事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(ア) 産業廃棄物の処分等については、収集運搬及び処分の許可業者とそれぞれ直接、書面で委託契約を締結しなければならないが、当該許可業者との直接契約となっていなかった。また、契約書に産業廃棄物処分に係る必要事項が明記されていなかった。</p> <p>(イ) 産業廃棄物が適正に処理されたことの確認がなされていなかった。</p> <p>(ウ) 当該委託業務の設計に、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が積算されていなかった。</p> <p>(地域支援部 市民センター)</p>	
<p>イ 委託業務が完了したときは、履行確認及び検査を行うとともに設計変更が生じた場合は、所定の手続きにより行わなければならない。しかしながら、平成15年度「早良区ウォーキングコース整備事業距離表示板等製作設置委</p>	<p>【措置済（H18.3.15通知）】</p> <p>今後は所定の手続きにより設計変更を適正に実施するよう課内研修を行い職員に周知徹底を図った。</p>

<p>託」において、履行確認及び検査が不十分であったため、距離表示板の設置箇所数が当初設計箇所数より減少しているにもかかわらず、設計変更が行われていなかった。また、距離表示板の設置箇所が、当初の設置箇所と異なる位置に設置しているが、その変更を行うに当たっての決裁等がなかった。</p> <p>今後は、契約書に定めるもののほか福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理をされるよう注意されたい。</p> <p>(地域保健福祉課 維持管理課)</p>	
---	--

6 西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>土地評価事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これらを合わせて評価する必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地を一画地として評価しなければならない。しかしながら、隣接する二筆以上の宅地に一個の建物が存在し、一体として利用されている場合に、一画地としての評価を行っていないものがあった。</p> <p>土地の評価に当たっては、地方税法及び税務事務取扱要領等に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>今回指摘があった土地の評価については、地方税法及び税務事務取扱要領の規定に従って、平成17年度から一画地として評価を見直した。</p> <p>今後も、土地の地目変更や分・合筆、所有権移転等で状況に変更があった場合には速やかに評価を見直すとともに、研修等を行って一層適正な評価に努めていく。</p>

(総務部固定資産税課)

(工事監査)

1 こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>施行管理について注意を求めるもの 平成15年度「香住ヶ丘小学校留守家庭 子ども会施設改築工事」 (契約金額1,433万2,500円)</p> <p>本工事は、建築基準法第18条第13項に 規定する建築物の工事に該当し、検査済 証の交付を受けた後でなければ建築物を 使用してはならない。</p> <p>建築基準法上の完了検査において、同 法には適合していると認められたが、福 岡市福祉のまちづくり条例に基づく検査 において、同条例の施行規則で定める整 備基準に合致しない箇所が一部あったた め、検査済証の交付を受けることが出来 なかった。</p> <p>その後も、検査済証の交付を受けるこ となく、建築物を使用していた。</p> <p>法令等を遵守し、適正な建物使用に努 められたい。</p> <p>(保育課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>出入口のドアを有効幅員 76 cmから 80 cmへと改良し、福岡市福祉のまちづくり 条例で定める有効幅員 (80 cm) を確保す るとともに、平成 17 年 3 月 10 日に検査 済証の交付を受けた。</p>

2 東区役所

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>ア 設計積算について注意を求めるもの 平成 14 年度「市道他松田 479 号線外 1 路線歩道設置工事」 (契約金 4,054 万 7,850 円)</p> <p>本工事においては、実施設計単価表 に掲載のない中間サイズのボックスカ ルバート製品を使用している。</p> <p>「土木工事設計標準歩掛」等による とその単価は、直近上位の掲載単価に 対して見積り単価の比率を乗じて算出 し決定するとなっているが、見積りの 単価がそのまま採用されていた。</p> <p>今後は十分注意して、適正な設計積 算を図られたい。</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>実績設計単価表に掲載のない見積り単 価の適用については「土木工事設計標準 歩掛」に基づき、適正な積算に努めるよ う所属職員に対して、研修を行い周知徹 底を図った。</p>
<p>イ 設計積算及び施工管理について注意 を求めるもの。</p> <p>平成 15 年度「県道猪野・土井線 (岩 鼻橋) 道路改良工事」 (契約金額 8,915 万 3,400 円)</p> <p>(7) 橋面舗装の防水工において、施工 内容の変更が生じたため契約変更が なされ、内容変更に基づく防水費用 が新たに設計計上された。</p> <p>このことにより、当初設計での防 水費用は不要となったが、削除され ていなかった。</p> <p>十分注意し、適正な事務処理と設 計計算に努められたい。</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>(7) 防水工の設計変更については、適 正な事務処理と設計積算に努めるよ う所属職員に対して、研修を行い周 知徹底を図った。</p>

<p>(イ) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等では、対象建設工事の発注者は、工事の着手前に市長に解体等に関する事項を通知することになっているが、その手続きがなされていなかった。</p> <p>今後は法令を遵守し、適正な施工管理を図られたい。</p>	<p>【措置済（H18.3.15通知）】</p> <p>(イ) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事については法令に基づき工事着手前に市長に通知を行うよう所属職員に対し、研修を行い事務手続きの徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 本工事では仮舗装工が設計計上されていたが、その施工状況及び出来形を確認できる写真が撮影されていなかった。</p> <p>今後は「土木工事施行管理基準」に基づき、適正な施工管理を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域整備課）</p>	<p>【措置済（H18.3.15通知）】</p> <p>(ウ) 仮舗装工の出来形確認については、今後「土木工事施行管理基準」に基づき適正な施工管理に努めるよう所属職員に対し、研修を行い周知徹底を図った。</p>

3 博多区役所

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>ア 平成14年度「中洲335号線道路改良（舗装）工事」 （契約金5,159万3,850円）</p> <p>擬石タイプの縁石ブロック設置工の設計積算において、基礎コンクリート及び基礎砕石費用が計上されていなかった。</p>	<p>【措置済（H18.3.15通知）】</p> <p>設計積算業務については、「土木工事設計標準歩掛」を遵守して、適正な設計積算を行うよう関係職員に対し研修を行うとともに、審査業務充実の周知徹底を図った。</p>

<p>今後は十分注意し，適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	
<p>イ 平成 14 年度「街なみ環境整備事業御供所線電線共同溝工事」</p> <p>(契約金額 8,360 万 4,150 円)</p> <p>建設発生土の処分は当初，指定地処分場へ搬入していたが，掘削途中において土質が悪くなり，指定地処分場への搬入ができなくなったために一部土砂を自由処分として取り扱ったが，設計変更がなされなかった。</p> <p>今後は十分注意し，適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>工事の設計変更については，現場の状況や歩掛り等を基に，適正な事務処理を行うよう指導するとともに，それに伴う契約変更等の関連業務についても，遺漏なく処理するよう関連職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>ウ 平成 15 年度「県道福岡東環状線舗装補修工事」</p> <p>(契約金額 5,210 万 4,150 円)</p> <p>(ア) 排水性アスファルト舗装工の設計積算においては，夜間施工とし，舗装内に排水用としてパイプを布設する構造となっていたが，「土木工事設計標準歩掛」に基づく排水管布設手間を含んだ単価となっていなかった。</p> <p>また，アスファルト合材単価の夜間割増額が加算されていなかった。</p> <p>今後は十分注意し，適正な設計積算を図られたい。</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>設計積算業務については，「土木工事設計標準歩掛」を遵守して，適正な設計積算を行うよう関係職員に対し研修を行うとともに，審査業務充実の周知徹底を図った。</p>

<p>(1) 「土木工事設計標準歩掛」では、市場単価を採用する場合には施工規模に応じた加算率で加算することになっているが、本件区画線工の設計積算において、加算率の適用が誤って計上されていた。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>設計積算業務については、「土木工事設計標準歩掛」を遵守して、適正な設計積算を行うよう関係職員に対し研修を行うとともに、審査業務充実の周知徹底を図った。</p>
---	---

4 中央区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成 14 年度「市道大濠東油山線(笹丘 1) 道路改良工事(その 2)」</p> <p>(契約金額 5,513 万 250 円)</p> <p>「土木工事設計標準歩掛」等では、施工単価の適用条件に合致した場合、施工単価で積算することと定められているが、歩車道境界ブロックの設計積算においては、施工単価があるにもかかわらず歩掛計算で算出されていた。</p> <p>今後は基準書を遵守し、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>積算については、基準書を遵守するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>イ 施工管理について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成14年度「1級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補修工事」</p> <p>(契約金額 8,815万 2,750円)</p> <p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込み量が500 m³以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっているが、提出されていなかった。</p> <p>このことに関し「工事現場における施行体制の点検要領」に基づき、工事監督業務として、官公庁への届出等、施工体制の点検が義務づけられているが、その点検が不十分であった。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な監督業務の執行を図りたい。</p> <p>また、次の工事においても同様な事例が認められた。</p> <p>(イ) 平成15年度「1級市道博多駅草ヶ江線道路舗装補修工事」</p> <p>(契約金額 6,137万 9,850円)</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>適正な工事監督業務の執行を図るうえで、必要提出書類については、「土木工事施工管理の手引き」等による照査を所属職員に対し研修を行い周知徹底を図るとともに、官公庁への届出等について事業者へ口頭指導を行った。</p>
--	---

5 南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成14年度「市道大楠3193号線道路舗装工事」</p> <p>(契約金額 7,040万 4,600円)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>コンクリート破片等の処理計上については、工事発注毎に運搬費と処理料を合計した比較表を作成し、経済的な処分先</p>

<p>「建設工事から発生する産業廃棄物の処理料の設計計上要領」におけるコンクリート破片等の処理については、搬入先までの運搬費とその処理料を含めた経済比較を行い、搬入先を決定することとなっているが、本工事においては、比較検討がなされていないかった。</p> <p>今後は、経済的な設計積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>の決定を行うこととした。</p>
<p>(イ) 平成 15 年度「一般県道山田中原福岡線歩道設置工事」</p> <p>(契約金額 4,226 万 6,700 円)</p> <p>張出歩道はプレキャスト製品を採用して築造されていたが、設計積算において、据付けに使用するモルタル数量の計上に誤りがあった。</p> <p>今後は十分注意し、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>設計書の精査については、一人で行うのではなく、設計者と精査者の二人で数量の読み合わせを行う等、転記ミスが発生しないようにチェック体制を強化することとした。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの</p> <p>平成 14 年度「南保健所空調設備改良工事」</p> <p>(契約金額 7,770 万円)</p> <p>仕様書には、工事用水及び工事用電力は「構内既存の施設から有償で使用できる」と明記されている。</p> <p>本工事では工事用水及び工事用電力を庁舎から使用したが、その使用料の請求並びに徴収がなされていないかつ</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>適正な施工管理、事務処理については、今回の見落としに至った問題点及び是正策について、課内で検討会を行い、周知徹底を図った。</p> <p>特に着工時については、施工業者と仕様の確認を確実にを行い、同様の見落としを犯さないよう細心の注意を払うようにした。</p>

<p>た。</p> <p>適正な施工管理，事務処理に努められたい。</p> <p>(総務課)</p>	
--	--

6 城南区役所

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成15年度「桧原比恵線歩道改良工事 (段差解消)」 (契約金額6,192万7,950円)</p> <p>仮設工の路面覆工として，覆工板の設置及び撤去が設計計上されている。</p> <p>その施工条件として，大型機械を使用する設計となっていたが設計においては，現場条件から判断すると小規模機械の使用が可能であった。</p> <p>今後は十分注意し，適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>適正な設計積算について，再発防止に向けた課内研修を行い周知徹底を図った。</p>

7 早良区役所

監査の結果	措置の状況
<p>設計積算について注意を求めるもの</p> <p>ア 平成 14 年度「柿ノ木橋改良工事(下部工)」 (契約金額 6,606 万 1,800 円)</p> <p>「土木工事設計標準歩掛」では，共通仮設費及び現場管理費の積算にお</p>	<p>【措置済 (H19.6.27 通知)】</p> <p>工法等の比較検討，及び精査時における設計内容等の確認を徹底するため，平成 17 年 8 月よりチェックリストを作成し，17 年度内を試行期間とし，チェック体制の強化を図ってきた。18 年度から試行項</p>

<p>いて、該当する施工地域・工事場所区分に基づいた補正値を加算するようになっていたが、この補正の区分決定に誤りがあった。</p> <p>今後は十分確認し、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>目(内容)を見直し本格的に実施している。</p>
<p>イ 平成 15 年度「内野橋側道橋設置工事」</p> <p>(契約金額 1,293 万 3,900 円)</p> <p>橋台の設計積算においては、既存ブロック護岸を残置し、その背後に鋼管杭を基礎とした橋台としていた。鋼管杭設置の必要性も含めて各種工法と経済性等の比較検討がなされていなかった。</p> <p>今後は比較検討を含む適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>【措置済 (H19.6.27 通知)】</p> <p>工法等の比較検討、及び精査時における設計内容等の確認を徹底するため、平成 17 年 8 月よりチェックリストを作成し、17 年度内を試行期間とし、チェック体制の強化を図ってきた。18 年度から試行項目(内容)を見直し本格的に実施している。</p>

8 西区役所

監査の結果	措置の状況
<p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成 14 年度「西区周船寺商店街照明灯設置工事」</p> <p>(契約金額 4,724 万 2,650 円)</p> <p>a 照明灯分電盤は、鋼板製で設計施工されていたが、機器単価を誤ってステンレス製で設計計上されていた。今後は十分注意し、適正な設計積算に努められ</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>a 製品単価の見積もり採用については、土木局道路維持課とより一層、密に連絡を取ることで、適正な積算に努めていく事を、所属職員に課内会議等で周知徹底を図った。</p>

たい。	
<p>b 設計図書に電力の引込み箇所，分電盤の設置場所並びに電力ケーブルの記載がなかった。</p> <p>また，照明灯間の電線サイズの記載も不明確であった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため，設計図書による明示が必要である。今後は十分注意され，設計図書の作成をされたい。</p> <p>(今宿出張所 土木課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>b 今後，適正な設計図書の作成を行うために，所属職員に課内会議等で周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 平成 14 年度「市道千代今宿線道路舗装工事」</p> <p>(契約金額 2,898 万円)</p> <p>車道アスファルト舗装の設計積算において，アスファルト合材は規格毎の締固め密度に基づき算出した数量で計上されていたが，この締固め密度の決定に誤りがあった。</p> <p>今後は十分注意し，適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(維持管理課)</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>設計積算については，設計・積算のチェックリストを作成し，所属職員に対してチェックリストの活用の勉強会を開催し周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 平成 15 年度「市道戸切吉武線(西 2 幹)道路改良工事」</p> <p>(契約金額 6,296 万 4,300 円)</p> <p>既設水路取壊し作業に使用する機会について設計内容と異なる方法での施工がなされていた。</p> <p>また，仮設工の路面覆工における</p>	<p>【措置済 (H18.3.15 通知)】</p> <p>設計積算については，設計・積算のチェックリストを作成し，所属職員に対してチェックリストの活用の勉強会を開催し周知徹底を図った。</p>

<p>覆工板設置撤去の機械選定についても誤りがあり，さらに歩行者の転落を防ぐ目的で歩道と隣接地の間に設置されている防護柵が一部区間に置いて転落の恐れがないにもかかわらず設置されている等，現場状況の把握が不十分な設計となっていた。</p> <p>今後は，現場状況にあった適正な設計積算を図られたい。</p> <p style="text-align: center;">（地域整備課）</p>	
<p>(I) 平成 15 年度「河原橋（付帯工）築造工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 3,185 万 1,750 円）</p> <p>コンクリートブロック積の設計積算において，市場単価を採用すべきところ規格の異なるブロック積の歩掛が採用されていた。また胴込めコンクリートの計上がなされていなかった。</p> <p>今後は歩掛を十分確認し，適正な設計積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（地域整備課）</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>設計積算については，設計・積算のチェックリストを作成し，所属職員に対して勉強会を開催し周知徹底を図った。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの</p> <p>(ア) 平成 14 年度「西区県道福岡志摩前原線（宮浦地内）道路改良工事」</p> <p style="text-align: center;">（契約金額 5,896 万 9,050 円）</p> <p>仮設防護柵で使用した板材の処分は，産業廃棄物処分として設計積算されていたが，処分数量及び処分状況写真等を確認するものがなかつ</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>産業廃棄物の処理状況確認及び処理状況写真添付については，産業廃棄物処理に関する運用規準を遵守し，漏れがないよう請負業者への指導の徹底を図るため，所属職員に課内会議等で周知徹底を図った。</p>

<p>た。 今後は十分注意し、請負者への指導の徹底を図られたい。</p>	
<p>(1) 平成 15 年度「西区田尻（福岡・志摩線）地内道路舗装工事」 （契約金額 4,914 万円）</p> <p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込み量が 500 m³以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっているが、提出されていないかった。</p> <p>このことに関し「工事現場における施工体制の点検要領」に基づき、工事監督業務として、官公庁への届出等、施工体制の点検が義務づけられているが、その点検が不十分であった。</p> <p>今後は基準を遵守し、適正な監督業務の執行を図られたい。 （今宿出張所 土木課）</p>	<p>【措置済（H18.3.15 通知）】</p> <p>産業廃棄物の処理計画については、産業廃棄物処理に関する運用基準を遵守し、請負業者への指導を徹底する旨所属職員に届け出等の提出について、課内会議等で周知徹底を図った。</p>